

平成 23 年 12 月 10 日

平成 24 年度国土交通省税制改正要望の結果概要について

本日、平成 24 年度税制改正大綱が決定されたことに伴い、国土交通省の要望事項に関する結果概要について、別添のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

<資料>

- 平成 24 年度国土交通省税制改正要望(主要項目)の結果概要
- 平成 24 年度国土交通省関係税制改正の概要
- 平成 24 年度税制改正 問合せ先一覧

問合せ先

※全体について

総合政策局政策課 大臣官房参事官(税制)付

鈴木企画専門官(内線 24-262)

木村企画専門官(内線 24-272)

代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8259

※個別事項について

別添の問合せ先一覧をご覧ください。

平成24年度国土交通省税制改正要望（主要項目）の結果概要

I. 暮らしの安全・安心確保関連税制

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保等

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（※）
- ②土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置（税率・課税標準等）の延長
- ③認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税）
- ④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置・相続時精算課税制度の特例措置の延長・拡充
- ⑤居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
- ⑥マンション建替事業に係る特例措置の延長・拡充（所得税、登録免許税、法人税）

2. 災害に強い都市・地域の形成

- ①東日本大震災により被災した鉄道線路の移設に係る不動産取得税の特例措置の創設
- ②特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長

3. 地域公共交通の維持・活性化等

- ①交通バリアフリー促進のためのホームドアシステム・鉄道駅エレベーターに係る固定資産税の軽減措置の創設
- ②JR三島特例及びJR三島会社・JR貨物に係る国鉄承継特例の延長等（固定資産税）
- ③地方航空路線維持のための国内線航空機に係る固定資産税の軽減措置の延長
- ④乗合バス車両に係る自動車取得税の非課税措置及び鉄道事業再構築事業に係る固定資産税の軽減措置の延長

4. 船舶、鉄道、建設機械その他の機械装置等の動力用軽油に係る軽油引取税の非課税措置の延長

II. 成長戦略・地域の経済活性化関連税制

1. 成長戦略関連税制

- ①トン数標準税制について一定の外国船舶（準日本船舶（仮称））まで対象を拡充
- ②国際船舶に係る登録免許税の軽減措置の延長、固定資産税の軽減措置の延長・拡充
- ③国際戦略港湾における指定会社等の荷さばき施設等の整備に係る固定資産税の軽減措置の延長
- ④新関西国際空港株式会社等について、法人税の準備金制度等、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の特例措置の整備
- ⑤成田国際空港株式会社の業務用固定資産に係る固定資産税の軽減措置の延長

2. 地域の経済活性化等

- ①特定の事業用資産の買換え（長期保有土地から、土地、貨物鉄道車両等）の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長（法人税、所得税）
- ②トラック、内航貨物船その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制（法人税・所得税）の延長
- ③観光立国推進のためのホテル・旅館の建物の固定資産評価の見直し（固定資産税）

III. 低炭素・循環型社会関連税制

1. 省エネ・グリーン化の推進

- ①認定省エネ住宅（仮称）の普及促進のための特例措置の創設（所得税、登録免許税）
- ②モーダルシフト促進のためのJR貨物の機関車、コンテナ貨車、鉄道施設等に係る固定資産税の軽減措置の延長等

2. 自動車の車体課税の見直し

- ①エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）、グリーン化特例（自動車税）の継続・拡充や自動車重量税に係る当分の間税率の見直し
- ②先進安全自動車（ASV）及びノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシー等バリアフリー車両に係る軽減措置（自動車取得税・自動車重量税）の創設

（※）要望にない項目：固定資産税の住宅用地特例を維持。据置特例は住宅用地について段階的に見直し。

平成24年度国土交通省税制改正の概要

I. 暮らしの安全・安心確保関連税制

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保等

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置（戸建て3年間、マンション5年間1/2）を2年間延長
- ②土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置（税率・課税標準等）の延長
 - ・土地・住宅に係る不動産取得税の軽減税率（本則4%→3%）を3年間延長
 - ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（1/2）を3年間延長
 - ・デベロッパー等に対する新築住宅のみなし取得時期の特例（6月→1年）及び住宅用土地に対する不動産取得税の軽減措置を受ける場合の土地の取得から新築までの期間要件に係る特例（2年→3年。100戸以上の共同住宅等をやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合は4年。）を2年間延長
- ③認定長期優良住宅の普及促進のため、以下の特例措置を2年間延長
 - ・標準的な性能強化費用相当額（上限500万円）の10%相当額を控除（所得税）
 - ・所有権保存登記（一般住宅0.15%→0.1%）、所有権移転登記（一般住宅0.3%→0.1%（共同住宅）、0.2%（戸建て住宅））に係る軽減税率（登録免許税）
 - ・不動産取得税の課税標準からの控除額の特例（一般住宅1,200万円→1,300万円）
 - ・固定資産税の新築住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長（戸建て3年→5年、マンション5年→7年）
- ④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を以下のとおり拡充し、3年間延長。65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例を3年間延長

贈与年	省エネ性又は耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成23年（現行）	—	1,000万円
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

- ⑤居住用財産の買換え等に係る特例措置（譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除）について、譲渡益に係る課税繰延べの場合の譲渡資産価格要件を見直したうえで2年間延長
- ⑥マンション建替事業に係る特例措置（権利変換により資産を取得した場合の課税特例等（所得税、法人税）、権利変換手続開始の登記等に対する免税（登録免許税））の適用対象を拡充（登録免許税は併せて2年間延長）

2. 災害に強い都市・地域の形成

- ①東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道線路が移設される場合における用地取得に係る不動産取得税の非課税措置の創設
- ②特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の軽減措置について、特例率（参酌する割合は2/3）を条例に委任する仕組みを導入したうえで3年間延長

3. 地域公共交通の維持・活性化等

- ①公共交通機関のバリアフリー促進のため、新たに取得するホームドアシステム及び鉄道駅のエレベーターに係る固定資産税等の軽減措置（5年間2/3）を創設
- ②JR北海道、四国及び九州に係る三島特例（固定資産税等1/2）、JR三島会社・JR貨物に係る国鉄承継特例（固定資産税等3/5）の5年間延長等
- ③地方航空路線維持のため、国内線航空機に係る固定資産税の軽減措置（B737、B787等の中小型機：5年間2/5、B777等の大型機：3年間2/3）の2年間延長
- ④運行維持が困難な条例で定める路線の乗合バス車両に係る自動車取得税の非課税措置及び鉄道事業再構築事業に係る固定資産税の軽減措置（5年間1/4）の2年間延長

4. 船舶、鉄道、建設機械その他の機械装置等の動力用軽油に係る軽油引取税の非課税措置の延長

小型旅客船、海上保安庁等の船舶、非電化区間等の鉄道及び建設機械その他の機械装置等の動力用の軽油の非課税措置について3年間延長

Ⅱ. 成長戦略・地域の経済活性化関連税制

1. 成長戦略関連税制

- ①トン数標準税制について、更なる経済安全保障を確保する観点から、次期通常国会における海上運送法の改正、「日本船舶・船員確保計画」の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、その適用範囲を一定の外国船舶（準日本船舶（仮称））にも拡大（平成25年4月以後開始事業年度から適用）
- ②国際船舶に係る登録免許税の軽減措置の2年間延長（本則4/1000→3.5/1000）及び固定資産税の軽減措置の3年間延長・拡充（現行1/15→1/18）
- ③船員に係る個人住民税に関し、自治体独自の減免等を制約する平成元年の内かんは拘束力を持たないこと、減免は各自治体判断で可能なこと等を総務省より自治体に周知
- ④国際戦略港湾における指定会社等の荷さばき施設等の整備に係る固定資産税等の軽減措置（10年間1/2）の2年間延長

⑤新関西国際空港(株)及び関空土地保有会社に係る特例措置の整備

- ・旧関空会社に措置されている用地造成費用に係る準備金制度の適用を関空土地保有会社へ変更した上、毎年度の損金算入限度額を見直し(所得の2/3等→所得の実質4/5等)
- ・新関空会社に係る環境対策用地取得のための登録免許税の非課税措置の創設
- ・新関空会社及び関空土地保有会社に係る固定資産税等(1/2)、法人事業税の軽減措置(資本割5/6)及び不動産取得税の非課税措置
- ・新関空会社に係る組織再編成による資産・負債の承継に係る法人税の所要の措置

⑥成田国際空港(株)の事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置の2年間延長(4/5)

2. 地域の経済活性化等

- ①長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(土地、貨物鉄道車両等)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について圧縮記帳による課税の繰延べ(80%)を認める買換特例について、買換資産に一定の要件を付したうえで3年間延長(法人税、所得税)
- ②中小企業が行うトラック、内航貨物船その他機械装置等の設備投資を促進するため、法人税等に係る中小企業投資促進税制(特別償却30%又は税額控除7%)の2年間延長
- ③観光立国推進のため、ホテル・旅館の建物について、使用実態等を踏まえ、平成27年度の評価替えにおいて固定資産評価を見直し(固定資産税)

Ⅲ. 低炭素・循環型社会関連税制

1. 省エネ・グリーン化の推進

- ①認定省エネ住宅(仮称)の普及促進のため、以下の措置を創設。
 - ・住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の引き上げ(H24年度3,000万円→4,000万円、平成25年度2,000万円→3,000万円。最大控除額まで所得税額が控除されない場合は翌年度の個人住民税額から控除)
 - ・所有権保存登記(一般住宅0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅0.3%→0.1%)に係る軽減税率(登録免許税)
- ②モーダルシフト促進のため、JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のための取得した機関車・コンテナ貨車に係る軽減措置(5年間3/5)の2年間延長及びJR貨物が第三セクターから借り受ける輸送力増強のための鉄道施設に係る固定資産税の軽減措置(10年間1/2)について現在実施中の事業への適用

2. 自動車の車体課税の見直し

- ①環境性能の優れた自動車（エコカー）について自動車重量税のいわゆる「当分の間税率」を廃止し、その他の経年車（13年未満）について当分の間税率を900円/0.5t・年軽減
- ②エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、以下の見直し・拡充を行った上で3年間延長
 - ・新たな燃費基準に基づき区分を再編し、ハイブリッド車の燃費性能に匹敵するガソリン自動車を新たに免税の対象に追加
 - ・自動車重量税について本則税率を適用した上で、自動車重量税・自動車取得税を次のとおり減免
 - 2015年度燃費基準+20%達成車＝初回：免税、2回目：50%軽減
 - 2015年度燃費基準+10%達成車＝初回：75%軽減
 - 2015年度燃費基準達成車＝初回：50%軽減
- ③グリーン化特例（自動車税）について、新たな燃費基準に基づき区分を再編した上で2年間延長（2015年度燃費基準+10%達成車＝50%軽減、基準達成車＝25%軽減）
- ④先進安全自動車(ASV)のうち、衝突被害軽減ブレーキを備えた大型トラックに係る特例措置（自動車重量税：50%軽減、自動車取得税：取得価額から350万円控除）の創設
- ⑤ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーに係る特例措置（自動車重量税：免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）の創設

（参考）要望にない項目（固定資産税関係）

- ・住宅用地特例（小規模住宅用地の課税標準1/6等）を維持
- ・住宅用地に係る据置特例について、据置ゾーン（現行80～100%）を段階的に引き上げたうえで廃止（平成24、25年度90%、平成26年度100%）
- ・商業地に係る据置特例を継続

IV. その他要望事項

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（所得税、法人税）
- 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税の非課税措置の創設（登録免許税）
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
- 商業地等に係る課税標準の特例措置（条例減額制度）の延長（固定資産税、都市計画税）
- 住宅用地等に係る課税標準の特例措置（条例減額制度）の延長（固定資産税、都市計画税）
- 特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置（登録免許税）
- 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充（所得税、法人税、登録免許税）
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）
- 除害施設、し尿浄化槽及び廃液処理施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
- 新関西国際空港株式会社の固定資産税課税対象資産に係る国有資産等所在市町村交付金の非交付措置の創設（国有資産等所在市町村交付金）
- 独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設（登録免許税、不動産取得税、自動車取得税）

V. 見直し事項

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の縮減（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
- 特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置の縮減（固定資産税）
- 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置の廃止（不動産取得税）
- 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の縮減（所得税）
- 営団が東京メトロに財産を出資することに伴い、東京メトロが受ける登記等に係る登録免許税の非課税措置の廃止（登録免許税）
- JR北海道等の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減（固定資産税）

- 鉄道・運輸機構が行う基盤整備事業に伴いJR貨物が取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
- 鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の延長（固定資産税、都市計画税）

平成24年度税制改正要望 問合せ先一覧

国土交通省・観光庁:03-5253-8111(代表)、海上保安庁:03-3591-6361(代表)

区 分	担当局・課名	役職・担当者名	内線	直通
全体について	総合政策局政策課	企画専門官 鈴木	24-262	03-5253-8259
		企画専門官 木村	24-272	
I. 暮らしの安全・安心確保関連税制				
1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保等				
(1) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長	住宅局住宅企画官付	課長補佐 飯沼	39-233	03-5253-8505
(2) 土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置(税率・課税標準等)の延長	土地・建設産業局企画課 住宅局住宅企画官付	課長補佐 三善 課長補佐 飯沼	30-633 39-233	03-5253-8290 03-5253-8505
(3) 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	住宅局住宅生産課	企画専門官 神谷	39-414	03-5253-8510
(4) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置・相続時精算課税制度の特例措置の延長・拡充	住宅局住宅企画官付	課長補佐 飯沼	39-233	03-5253-8505
(5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長	住宅局住宅企画官付	課長補佐 飯沼	39-233	03-5253-8505
(6) マンション建替事業に係る特例措置の延長・拡充(所得税、登録免許税等)	住宅局市街地建築課マンション政策室	課長補佐 山岸	39-682	03-5253-8509
2. 災害に強い都市・地域の形成				
(1) 東日本大震災により被災した鉄道路線の移設に係る不動産取得税の特例措置の創設	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
(2) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長	水管理・国土保全局治水課	治水企画官 麓	35-513	03-5253-8456
3. 地域公共交通の維持・活性化等				
(1) 交通バリアフリー促進のためのホームドアシステム・鉄道駅エレベータに係る固定資産税の軽減措置の創設	総合政策局安心生活政策課	課長補佐 村上	25-503	03-5253-8305
(2) JR三島特例及びJR三島会社・JR貨物に係る国鉄承継特例の延長等	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
(3) 地方航空路線維持のための国内線航空機に係る固定資産税の軽減措置の延長	航空局航空事業課	課長補佐 庄司	48-502	03-5253-8705
(4) 乗合バス車両に係る自動車取得税の非課税措置及び鉄道事業再構築事業に係る固定資産税の軽減措置の延長	自動車局旅客課(バス) 鉄道局総務課(鉄道)	地域交通政策企画調整官 谷口 課長補佐 井野	41-251 40-175	03-5253-8568 03-5253-8526
4. 船舶、鉄道、建設機械その他の機械装置等の動力用軽油に係る軽油引取税の非課税措置の延長	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
II. 成長戦略・地域の経済活性化関連税制				
1. 成長戦略関連税制				
(1) トン数標準税制について一定の外国船舶(準日本船舶(仮称))まで対象を拡充	海事局外航課	課長補佐 中西	43-302	03-5253-8618
(2) 国際船舶に係る登録免許税の軽減措置の延長、固定資産税の軽減措置の延長・拡充	海事局外航課	課長補佐 中西	43-302	03-5253-8618
(3) 対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組む船員に係る課税の見直し	海事局海事人材政策課	企画調整官 林	45-103	03-5253-8647
(4) 国際戦略港湾における指定会社等の荷さばき施設等の整備に係る固定資産税の軽減措置の延長	港湾局港湾経済課	港湾経済企画官 羽矢	46-812	03-5253-8629
(5) 新関西国際空港株式会社等について、法人税の準備金制度等、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の特例措置の整備	航空局近畿圏・中部圏空港政策室	企画調整官 轟木	51-605	03-5253-8729
(6) 成田国際空港株式会社の業務用固定資産に係る固定資産税の軽減措置の延長	航空局首都圏空港課	課長補佐 山口	49-322	03-5253-8721
2. 地域の経済活性化等				
(1) 特定の事業用資産の買換え(長期保有土地から、土地、貨物鉄道車両等)の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長	土地・建設産業局企画課 鉄道局総務課企画室 鉄道局財務課	課長補佐 三善 課長補佐 井野 課長補佐 原澤	30-633 40-175 40-242	03-5253-8290 03-5253-8526
(2) トラック、内航貨物船その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(法人税・所得税)の延長	自動車局貨物課	課長補佐 是則	41-302	03-5253-8575
(3) 観光立国推進のためのホテル・旅館の建物の固定資産評価の見直し	観光庁観光産業課	課長補佐 北村	27-302	03-5253-8329

Ⅲ. 低炭素・循環型社会関連税制				
1. 省エネ・グリーン化の推進				
(1) 認定省エネ住宅(仮称)の促進のための特例措置の創設	住宅局住宅生産課	企画専門官 神谷	39-414	03-5253-8510
(2) モーダルシフト促進のためのJR貨物の機関車、コンテナ貨車、鉄道施設等に係る固定資産税の軽減措置の延長等	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
2. 車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等	自動車局総務課企画室(全体) 自動車局環境政策課(環境対応車) 自動車局技術政策課(先進安全自動車(ASV)) 自動車局旅客課(バリアフリー車両)	財務企画調整官 門元 自動車使用適正化対策官 星 車両安全対策調整官 永井 地域交通政策企画調整官 谷口	41-152 42-504 42-252 41-251	03-5253-8563 03-5253-8603 03-5253-8590 03-5253-8568
Ⅳ. その他要望事項				
○試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	大臣官房技術調査課	課長補佐 増	22-343	03-5253-8125
○地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税の非課税措置の創設	土地・建設産業局企画課	課長補佐 三善	30-633	03-5253-8290
○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	土地・建設産業局企画課 都市局市街地整備課 住宅局住宅総合整備課	課長補佐 三善 課長補佐 伊藤 課長補佐 鈴木	30-633 32-752 39-373	03-5253-8290 03-5253-8414 03-5253-8502
○商業地等に係る課税標準の特例措置(条例減額制度)の延長	土地・建設産業局企画課	課長補佐 三善	30-633	03-5253-8290
○住宅用地等に係る課税標準の特例措置(条例減額制度)の延長	土地・建設産業局企画課	課長補佐 三善	30-633	03-5253-8290
○特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る特例措置の延長	土地・建設産業局企画課 住宅局住宅総合整備課	課長補佐 三善 課長補佐 鈴木	30-633 39-373	03-5253-8290 03-5253-8502
○特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置の延長	土地・建設産業局企画課 住宅局住宅総合整備課	課長補佐 三善 課長補佐 鈴木	30-633 39-373	03-5253-8290 03-5253-8502
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置	総合政策局公共交通政策部交通計画課 土地・建設産業局建設市場整備課 土地・建設産業局不動産課 海事局船舶産業課	企画調整官 金指 課長補佐 森川 不動産政策調整官 小林 課長補佐 竹内	54-703 24-828 25-113 43-602	03-5253-8274 03-5253-8282 03-5253-8634
○特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	都市局まちづくり推進課	課長補佐 見渡	32-512	03-5253-8406
○高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長	水管理・国土保全局治水課	治水企画官 麓	35-513	03-5253-8456
○除害施設、し尿浄化槽及び廃液処理施設に係る課税標準の特例装置の延長	水管理・国土保全局下水道企画課 住宅局建築指導課 港湾局国際・環境課 自動車局整備課	課長補佐 堀 企画専門官 今村 環境情報調査官 辻 課長補佐 平澤	34-114 39-513 46-652 42-425	03-5253-8427 03-5253-8513 03-5253-8684 03-5253-8600
○鉄道・運輸機構が行う基盤整備事業に伴いJR貨物が取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
○鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の延長	鉄道局総務課	課長補佐 井野	40-175	03-5253-8526
○独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設	海上保安庁警備救難部環境防災課	課長補佐 紺野	3905	03-3591-9819